

栃木県薬剤師会における学術研究に係る利益相反規程

制定：令和7年2月13日理事会

（目的）

学術研究における公正性、信頼性を確保するためには、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要がある。そのため、一般社団法人栃木県薬剤師会（以下、「本会」という。）は、研究者の正当な権利を認めつつ、営利関連企業・団体との間の利益相反関係の透明性を担保することを目的に以下のように定めることとする。

（定義）

1 本取扱いでの利益相反の定義

研究者が、研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、患者の健康増進に寄与する医療人としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

2 本取扱いでの報告すべき人的範囲

- 1) 研究者及びその配偶者及び一親等の者（両親及び子供）であって生計を一にするものとする。
- 2) その他、本会が報告を必要と判断した者。

（利益相反状態の対象、開示すべき内容及び方法）

1 対象

学術研究を行う者が研究を計画・実施し、本会の学術倫理審査委員会に審査を申請する場合。

2 開示すべき内容

- 1) 当該研究に関連する外部活動
- 2) 当該研究に関連するものに対し、企業や営利を目的とした団体からの収入
 - ①報酬・給与、ロイヤリティ、日当、原稿料、講演謝礼、その他の贈与で、年間の合計収入が同一組織から100万円を超えるもの。
 - ②研究費（受託研究、共同研究、助成金、寄付金等）で、年間の合計収入が同一組織から200万円を超えるもの。

③株式、出資金、ストックオプション、受益権等

企業についての1年間の株式等による利益（配当、売却金の総和）が100万円を超えるもの、または、当該企業の全株式の保有率が5%以上のもの。

3 開示方法

1) 本会の学術倫理審査委員会に審査を申請する場合

本会指定の利益相反自己申告書（様式2）に必要事項を明記し申請する。

2) 受託研究（厚生労働科学研究等）を行う場合

本会の学術倫理審査委員会に審査を申請する場合は上記1)に同じ。本会以外の倫理審査委員会に審査を申請する場合は、当該倫理審査委員会の規程に従う。

（雑則）

本取扱いについて改廃を行う場合には、一般社団法人栃木県薬剤師会の理事会の了承を得るものとする。